

## 横須賀市立地適正化計画見直し検討業務委託のプロポーザル募集要領

### 1. 目的

本市では、平成 30 年度に策定した立地適正化計画を 2 ヶ年で見直しを行います。

この募集要領は、本計画の見直し検討業務の契約候補者を企画提案型競争見積もり方式（以下、「プロポーザル」という。）にて選考するにあたり必要な事項を定めたものです。

### 2. 事務局

本業務に係る担当は、下記のとおりです。

横須賀市都市部都市計画課

住所 : 〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地

電話 : 046-822-8133

FAX : 046-826-0420

メール : [cip-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:cip-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp)

担当 : 宮崎、平

### 3. 業務委託の概要

#### (1) 業務名称

横須賀市立地適正化計画見直し検討業務委託

#### (2) 業務内容について

「業務仕様書」(別紙 1) のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 15 日まで

※立地適正化計画の見直し検討業務は令和 4 年度末(予定)までに行うものであるが、本業務は令和 3 年度履行期日までを履行期間としている。令和 4 年度の委託契約については、令和 3 年度の業務の履行が適正に行われたか確認した上で決定する。ただし、横須賀市議会において当該予算が議決されない場合は、契約を行わないものとする。

#### (4) 予定価格（上限価格）

令和 3 年度 17,140,000 円（消費税抜き）

令和 4 年度 7,390,000 円（消費税抜き）

本業務の履行にかかるすべての経費を含むものとし、この金額を超える見積書を提示した場合は失格とします。

#### 4. 参加資格

参加者は、次の事項を全て満たすことを条件とします。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿（業務委託）で、「業種：建設・補償コンサルタント、営業種目：都市計画および地方計画」に登録があること。
- (2) 横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成 26 年 4 月 1 日以降に、地方公共団体が発注した下記の同種業務の契約を元請として締結し完了した実績があること。

同種業務：本市と同等規模（人口 30 万人～50 万人）以上の自治体を対象とした「立地適正化計画に関する調査または計画策定業務」に係る業務。

## 5. 全体スケジュール

内 容 (方 法)	期 間 ・ 期 日	提 出 物
募集要領配布期間 (配布場所 都市計画課)	令和3年4月19日(月)10:00～ 令和3年5月14日(金)17:00まで	
質問受付期間 (電子メール)	令和3年4月19日(月)10:00～ 令和3年4月30日(金)17:00まで	(様式5)
質問に対する回答 (個別回答) (電子メール)	令和3年4月26日(月)10:00～ 令和3年5月10日(月)16:00まで	
質問回答の公開 (一括公開) (都市計画課ホームページ)	令和3年5月10日(月)17:00～ 概ね3か月	
参加申込書等の提出期間 (電子メール)	令和3年5月6日(木)10:00～ 令和3年5月14日(金)17:00まで	(様式1、2)
参加者の資格審査及び結果通知期間 (電子メール)	令和3年5月10日(月)～ 令和3年5月17日(月)	
企画提案書の提出期限 (電子メール)	令和3年5月25日(火)17:00まで	(様式3、4)
プレゼンテーション・ヒアリングの 実施	令和3年5月31日(月)・6月1日(火)	
選考対象事業者の決定(1次選考) (電子メール)	令和3年6月3日(木)	
見積書の提出 (持参)	令和3年6月7日(月)14:00～	(様式7)
見積合せ (2次選考) (契約候補者の決定)	令和3年6月7日(月) 15:00～	
契約候補者の決定通知 (電子メール及び郵送)	令和3年6月7日(月)	
選考結果の公表 (都市計画課ホームページ)	令和3年6月7日(月)17:00～ 概ね3か月	
契約	契約候補者決定通知到達から速やかに 契約することとする	

## 6. 参加申込書等の提出

- (1) 提出書類
  - ・参加申込書(様式1)
  - ・業務実績書(様式2)
  - ・4.参加資格(4)に記載の業務実績の契約書の写し及び業務内容がわかるものを添付すること。
- (2) 提出期間  
令和3年5月6日(木)10:00から令和3年5月14日(金)17:00まで
- (3) 提出場所 事務局と同じ(横須賀市都市部都市計画課)
- (4) 提出方法  
上記(1)の提出書類を電子メールで送付してください。
- (5) 留意事項
  - ・参加申込書の提出をもって、募集要領の記載内容に同意したものとみなします。
  - ・共同企業体による参加は認めません。

## 7. 参加者の資格要件審査及び結果通知

参加申込書を提出した者には、求められる参加資格要件を満たしているか否かを確認し、参加申込書(様式1)に記載したメールアドレスあてに審査結果等を電子メールで回答します。(令和3年5月10日(月)～令和3年5月17日(月))

## 8. 質問および回答

- (1) 質問方法  
本プロポーザルに関する質問については、質問書(様式5)を電子メールに添付し事務局宛てに送信した上で、着信確認の電話連絡をしてください。
- (2) 受付期間  
令和3年4月19日(月)10:00から令和3年4月30日(金)17:00まで
- (3) 回答期間  
令和3年4月26日(月)10:00から令和3年5月10日(月)16:00まで
- (4) 回答方法及び公表  
本プロポーザルに関する質問は、質問書(様式5)に記載されたメールアドレスあてに電子メールを受信した日から原則として3営業日以内に回答します。また、すべての質問内容及び回答の公開は以下のとおりホームページへ掲載します。ただし、事業者が特定できるような内容については非公開とする場合があります。  
質問内容及び回答掲載日：令和3年5月10日(月)17:00～  
横須賀市都市計画課ホームページ：  
<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4805/tokei/index.html>

(5) その他

- ・指定の様式によらない質問書や受付期間を過ぎた質問書は受け付けません。
- ・質問書の内容について不明な点等がある場合には、質問者に対して事務局から電話等で確認を行うことがあります。
- ・質問の内容や量によって、回答に時間を要する場合があります。

## 9. 参加辞退

本プロポーザルの参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに参加辞退届(様式6)を電子メールで送付してください。

## 10. 企画提案書の提出

### (1) 企画提案書 提出書類

ア プロポーザル総括表(様式3)

イ 企画提案書(様式4)

- ① 業務実施方針・業務実施体制
- ② 横須賀市における防災指針策定における基本的な考え方について
- ③ 駐車場の出入りを考慮した街路空間の概略検討についての提案
- ④ 業務工程表について(2か年のもの)

ウ 同種業務実績書(様式自由)

- ・参加希望者の平成26年度以降令和2年度末までに実施した、地方公共団体から発注された下記の同種業務の受託実績
- ・同種業務：本市と同等規模(人口30万人～50万人)以上の自治体を対象とした「立地適正化計画に関する調査または計画策定業務」に係る業務。  
※最大5件までで実績を証明する契約書の写しを添付すること。

エ 本業務の実施担当者(管理技術者のみ)の同種業務の実績書(様式自由)

- ・本業務の実施担当者の平成26年度以降令和2年度末までに完了した、地方公共団体から発注された下記の同種業務を管理技術者もしくは担当技術者として従事した実績
- ・同種業務：本市と同等規模(人口30万人～50万人)以上の自治体を対象とした「立地適正化計画に関する調査または計画策定業務」に係る業務。  
※最大5件までで管理技術者もしくは担当技術者としての実績を証明する書類を添付すること。

オ 本業務の実施担当者の保有資格

- ・本業務の実施担当者の保有する資格を証する書類を添付すること。

カ 上記ア～オを含む、プレゼンテーションで使用するパワーポイント等のデータ。

(2) 提出方法

上記(1)の提出書類を電子メールで送付してください。

(3) 提出期限

令和3年5月25日(火)17:00まで

(4) 複数提案の制限

1事業者が本業務に対して複数の提案をすることは認めません。

(5) 留意事項

・電子メールは1通につき10メガを超えないようにしてください。

超える場合は分割送付してください。

・提出期限までに提出がない場合には、辞退したものとみなします。

・企画提案書の作成に要した費用、報酬等は支払いません。

・提出された企画提案書等は原則公表しません。

※ただし、本市の情報公開条例（平成13年条例第4号）に基づく公文書公開請求の対象となりますので、公文書公開請求があった場合には、第3者保護に関する手続きを行った上で諾否を決定します。

## 11. プレゼンテーション・ヒアリングの実施

提出された企画提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めるためにプレゼンテーションを実施します。

- (1) 実施日時  
令和3年5月31日(月)、6月1日(火)  
(詳細な日時については、各提案者へ事前通知します)
- (2) 実施場所  
神奈川県横須賀市小川町11番地 横須賀市役所  
(詳細な会場については、上記事前通知の際にお知らせします)
- (3) 時間配分  
概ね40分  
(準備5分、プレゼンテーション20分、質疑応答10分、片付け5分を予定)
- (4) 出席者  
1事業者につき、3名以内。
- (5) プレゼンテーションの実施方法
  - ・プレゼンテーションは非公開で行います。
  - ・事業者は、選考委員に対して本市の指定した時刻から順次個別に提出した企画提案書の提案内容について解説します。なお、企画提案項目のすべてについて解説する必要はないため、実施時間を考慮して行って下さい。
  - ・選考委員は、提案者の提案について、質疑を行います。
  - ・提案者は、選考委員からの質疑に対し、回答を行います。
  - ・プレゼンテーション及び質疑応答は、本業務の管理技術者もしくは主となり検討を進める担当技術者が行ってください。
- (6) 留意事項
  - ・プレゼンテーションでの発言内容は録音させていただきます。
  - ・災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時間に遅れた場合は、失格とします。
  - ・プロジェクター及びスクリーンと電源は本市が用意しますが、その他の機器については、提案者が用意してください。
  - ・当日のプレゼンテーションでは、事前提出した企画提案書以外の内容をプレゼンテーションしないものとします。

## 12. 選考方法について

### (1) 1次選考（企画提案の審査）

#### ①審査基準

選考委員会は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を評価項目ごとに評価し、次の評価基準に基づき採点します。

#### ア 企画提案書等に対する評価(75点)

審査項目	評価点数
業務実施方針・業務実施体制	10点
横須賀市における防災指針策定における基本的な考え方について	25点
駐車場の出入りを考慮した街路空間の概略検討についての提案	30点
業務工程表	10点

#### イ 業務実績に対する評価(15点)

審査項目	審査基準	評価点数
会社の業務実績	立地適正化計画に関する同種業務実績を総合的に判断	5点
本業務の実施担当者の業務実績	立地適正化計画に関する同種業務実績を総合的に判断	5点
本業務の実施担当者の資格保有状況	本業務の実施担当者の資格保有状況を評価する	5点

#### ウ プレゼンテーションに対する評価(10点)

評価項目	評価内容	評価点数
説明力・表現力	プレゼンテーションの分かりやすさ等进行评估する	5点
コミュニケーション力	質疑に対する回答の的確さ・明確さ等进行评估する	5点

#### ②得点の算出方法

選考委員全員の得点を平均した整数（小数点第1位を四捨五入）を、選考委員会による評価得点とします。

#### ③ 選考対象事業者の決定

上記②の得点が60点以上で最も高い事業者、および最高点の近傍5%以内（選考委員会の評価得点が60点以上のものに限る）の事業者（1次選考通過者）を見積合せ（2次選考）の選考対象事業者とします。ただし、1次選考の結果、選考委員会での得点が60点以上の事業者がなかった場合は、本プロポーザル選考は不調とします

#### ④ 結果通知

各提案者には、参加申請書に記載されたメールアドレスあてに電子メールで評価結果

を通知します。(令和3年6月3日(木))

・通知内容

1次選考を通過した参加者：通過の旨の通知、見積書の提出依頼

その他の参加者：選定外となった旨の通知

(2) 2次選考（競争見積もり合わせ）

①見積書の提出

1次選考通過者には、見積書（様式7）を提出していただきます。見積書に押印する代表者印により封かん（封筒には必ず会社名、件名を記載）し、令和3年6月7日（月）14：00までに事務局まで持参してください（郵送は不可）。指定日時までに提出がないときは辞退とみなします。見積書の再提出及び加除修正は認めません。

②見積合せ日時等（2次選考）

1次選考通過者から提出された見積書について、次により、競争見積もり合わせを実施し、本業務の契約候補者を決定します。

ア 日時

令和3年6月7日（月）15：00

イ 場所

横須賀市役所 分館 4階 都市部会議室

ウ 立ち会い

2次選考参加者であれば任意で立ち会うことができます。立ち会いを希望される場合は開始時間5分前に横須賀市役所 分館 4階 都市部会議室へお越しください。見積合せは令和3年度の見積額の最も低い価格を提示した者を契約候補者とします。なお、見積合せの結果が同額であった場合は、1次選考の得点が高い事業者に決定します。また、1次選考得点も同点の場合はくじ引きとします。

なお、見積書の額が令和3年度の予定価格を超えている場合は失格とします。

③契約候補者決定通知

2次選考結果は、6月7日（月）に2次選考参加者のメールアドレスあてに電子メール及び郵送で通知します。

・通知内容

契約候補者：選定の旨の通知および打ち合わせ等の連絡

その他の参加者：選定外となった旨の通知

### 1 3. 選考結果公表

選考結果は令和3年6月7日(月)17:00より、本プロポーザルの結果を都市計画課ホームページで公表します。

- ① 契約候補者の会社名等を公表します。
- ② 各参加者の評価点、見積額についてもホームページで公表します。  
この際、契約候補者以外はA社、B社のように匿名表記をします。

### 1 4. 契約

#### (1) 令和3年度の契約

選考された事業者は、業務委託契約約款（一般委託）により契約候補者決定通知到達から速やかに横須賀市と令和3年度の業務委託契約を締結するものとします。

契約の内容については、仕様書のほか提案内容等を特記仕様書に記載し契約候補者と協議を行った上で決定します。

契約手続きについては、契約候補者に対して、別途通知します。

#### (2) 令和4年度の契約

令和4年度の委託契約については、令和3年度の業務の履行が適切に行われたか確認した上で決定します。

令和4年度の随意契約を行う場合は、令和3年度の落札率をもって令和4年度予定額を乗じた価格とします。ただし、横須賀市議会において当該予算が議決されなかった場合は、契約を行わないものとします。

### 1 5. その他留意事項

#### (1) 失格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格となります。契約候補者については決定通知を取り消します。

- ① 参加資格要件を満たさない場合（契約締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合を含む）。
- ② 参加申し込みをしたにも関わらず、期限内に提出書類を提出しなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 本プロポーザルの実施にあたり、不正もしくは妨害行為を行った場合
- ⑤ 見積書（様式7）において、予定金額を超える見積もり額を提示した場合
- ⑥ その他、募集要領に違反した場合

#### (2) 提出書類の取り扱い

- ① 提出書類の内容に含まれる著作権は、原則として、参加者に帰属します。

- ②提出書類は理由のいかんを問わず、返却しません。資料保存期間満了後本市が責任をもってすべて廃棄します。また、本プロポーザル以外には使用しません。
- ③提出書類の差し替えや修正は認めません。
- ④提出書類は、原則として公開しませんが、本市の情報公開条例に基づき、公開する場合があります。その場合、第三者保護に関する手続きを行った上で諾否を決定します。
- ⑤提出書類は、本プロポーザルの実施にあたり、必要な範囲において複製を作成する場合があります。

### (3)費用の負担

本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とします。

### (4)プロポーザルの延期・中止

やむを得ない理由等により、本市が本プロポーザルを実施できないと判断した場合、本プロポーザルを延期又は中止することがあります。

### (5)その他

本要領に記載のない事項については、本市契約規則及び本市入札心得に準じます。